

日野市監査委員告示第 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年 5月22日

日野市監査委員 石 田 等

日野市監査委員 馬 場 賢 司

監査結果に基づく指摘事項（意見・要望）

（平成 29 年度財政援助団体監査）

指摘事項（意見・要望）	改善案、講じた措置事項
<p>日野市国際交流協会</p> <p>1 補助金に係る事務について 補助金に係る会計その他の事務は、日野市国際交流協会会則、会計規程及び事務規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。</p> <p>2 予算の執行について 予算の執行、契約その他の会計事務については、日野市国際交流協会会則、会計規程及び事務規程等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。</p> <p>3 その他 一部事務処理等において、実態と規程等に不整合が見受けられたので、今後、事務処理等が適正に執行されるよう実態に即した規程の見直し等を図るよう検討されたい。</p> <p>シティセールス推進課</p> <p>1 補助金の交付事務手続き等について 補助金の交付に係る事務手続き等については、日野市国際交流協会補助金交付要綱に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。 今後も、補助金交付要綱に基づき、補助対象経費及び財務内容等を精査し補助金を決定するとともに、市民レベルでの人と文化の国際交流を深め、国際親善による世界平和と市民文化の向上や多文化共生を促進するため、日野市国際交流協会の事業運営に対して、指導監督に努められたい。</p>	<p>1 補助金に係る事務について 今後も、日野市国際交流協会会則、会計規程及び事務規程等に基づき、適正に執行管理していく。</p> <p>2 予算の執行について 今後も、日野市国際交流協会会則、会計規程及び事務規程等に基づき、適正に執行管理していく。</p> <p>3 その他 実態と規程等の不整合として指摘があった日野市国際交流協会事務規定に記載のある3種の印章のうち、協会設立以来印章の作成をしておらず保有していない2種の印章について、必要がないことを確認したのち、理事会にて事務規定の改正を行う予定。</p> <p>1 補助金の交付事務手続き等について 今後も、補助金交付要綱に基づき、補助対象経費及び財務内容等を精査し補助金を決定するとともに、日野市国際交流協会の事業運営に対して、指導監督に努めます。</p>